

住民監査請求の手引き

竹原市監査委員事務局

目 次

1	住民監査請求の意義	1
2	住民監査請求の要件	1
3	住民監査請求の手続	3
4	住民監査請求の結果	4
	(住民監査請求の流れ)	5
	(住民監査請求 Q & A)	6

【 提 出 先 】

〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号
竹原市監査委員事務局（竹原市役所2階）
電話（0846）22-7763

1 住民監査請求の意義

住民監査請求は、市長や市職員等の違法、不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その行為の防止、是正、損害の補填を求めて、住民が監査委員に対して監査を請求する制度です。

市の行財政の適正な運営を確保し、住民全体の利益を守ることを目的とするものであって、個人の権利や利益の救済を図るものではありません。

2 住民監査請求の要件

(1) 監査請求人

竹原市の住民のほか、市内に住所を有する法人や団体も監査請求をすることができます。

(2) 監査請求の対象者

監査請求は、次の者に対して行います。市議会や議員は、対象になりません。

- ア 市長
- イ 委員会
- ウ 委員
- エ 市職員

(3) 監査請求の対象となる行為

次の違法、不当な財務会計上の行為又は怠る事実が、監査請求の対象となります。

- ア 財務会計上の行為
 - a 公金の支出
 - b 財産の取得、管理、処分
 - c 契約の締結、履行
 - d 債務その他の義務の負担
 - e a～dの行為がなされることが、相当の確実さをもって予測される場合
- イ 財務会計上の怠る事実
 - a 公金の賦課、徴収
 - b 財産の管理

(4) 監査請求の対象行為の特定性，具体性

請求人は，監査の対象となる行為を他の事項から区分して特定できる程度に個別的，具体的に示す必要があります。

(5) 違法性，不当性

請求人は，違法，不当と主張する財務会計上の行為又は怠る事実について，なぜそれが違法，不当であるのか，その理由又は事実を明確に示す必要があります。

(6) 損害の発生

監査請求は，違法，不当な財務会計上の行為又は怠る事実により，市に財産的損失が発生した場合又は発生するおそれがある場合に行うことができます。したがって，法令違反のおそれがある行為であっても，市に財産的損失が発生するおそれがない場合は，監査請求をすることはできません。

(7) 監査請求で求める措置

監査請求により求めることができる措置は，次のとおりです。

ア 違法，不当な財務会計上の行為を防止，是正するために必要な措置

イ 違法，不当な財務会計上の怠る事実を改めるために必要な措置

ウ 違法，不当な財務会計上の行為又は怠る事実によって，市が被った損害を補填するために必要な措置

(8) 監査請求の期間

監査請求をすることができる期間は，違法，不当な財務会計上の行為（上記(3)のア）があった日又は終わった日から1年以内です。ただし，請求人がその行為を知り得なかった正当な理由がある場合は，1年を経過していても監査請求をすることができます。

また，財務会計上の怠る事実（上記(3)のイ）を対象とする監査請求は，その事実が続いている限り，請求期間の制限はありません。怠る事実が終了した場合は，終了した日から1年以内となります。

(9) 事実証明書の添付

監査請求をするときは，違法，不当な財務会計上の行為又は怠る事実を証明するための証拠書類を添付する必要があります。

3 住民監査請求の手続

(1) 職員措置請求書

監査請求は、書面により行います。請求書の氏名欄は、必ず自分で記入します。ゴム印や印刷されたものは、認められません。

(2) 事実証明書

請求人が主張する事実のすべてについて、書面により請求書に添付して提出します。新聞の切抜き、決算書、開示請求により取得した公文書のほか、請求人が他人から聴き取った内容を書面に作成したものなども、事実証明書として採用されます。

(3) 受付

職員措置請求書と事実証明書を監査委員事務局に提出します。

(4) 受理又は却下の決定

監査委員は、受け付けた職員措置請求書と事実証明書が、住民監査請求の要件を満たしているかどうかの審査を行います。

ア 請求要件を満たしていると判断したとき

請求を受理し、監査を行います。

イ 請求要件を満たしていないと判断したとき

請求を却下し、監査を行いません。

ウ 請求人への通知

監査委員は、受理又は却下を決定したときは、請求人にその旨を通知します。

(5) 請求人の証拠の提出及び陳述

監査請求が受理されたときは、請求人は、新たな証拠の提出及び陳述を行うことができます。

ア 証拠の提出

次の内容のものを書面により提出することができます。

a 請求の要旨及び事実証明書を補完するもの

b 新たに判明した事実

イ 陳述

a 請求人が、職員措置請求書の主張事実を監査委員に詳しく説明するものであって、監査委員の面前で行います。

- b 原則として、請求人本人が行いますが、やむを得ない事情があるときは、委任状を提出したうえで、代理人により行うことができます。
- c 監査委員が必要と判断したときは、監査請求の対象者等を立ち合わせる場合があります。

4 住民監査請求の結果

(1) 監査の期間

監査委員は、監査請求を受理したときは、受付日の翌日から60日以内にすべての手続きを完了します。

(2) 監査の結果

監査委員は、合議により監査請求に理由があるかどうかを決定します。

ア 監査請求に理由があると判断したとき

監査請求の対象者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告し、請求人に監査結果を通知します。

イ 監査請求に理由がないと判断したとき

請求人に、監査請求に理由がない旨及びその理由を通知します。

ウ 公表

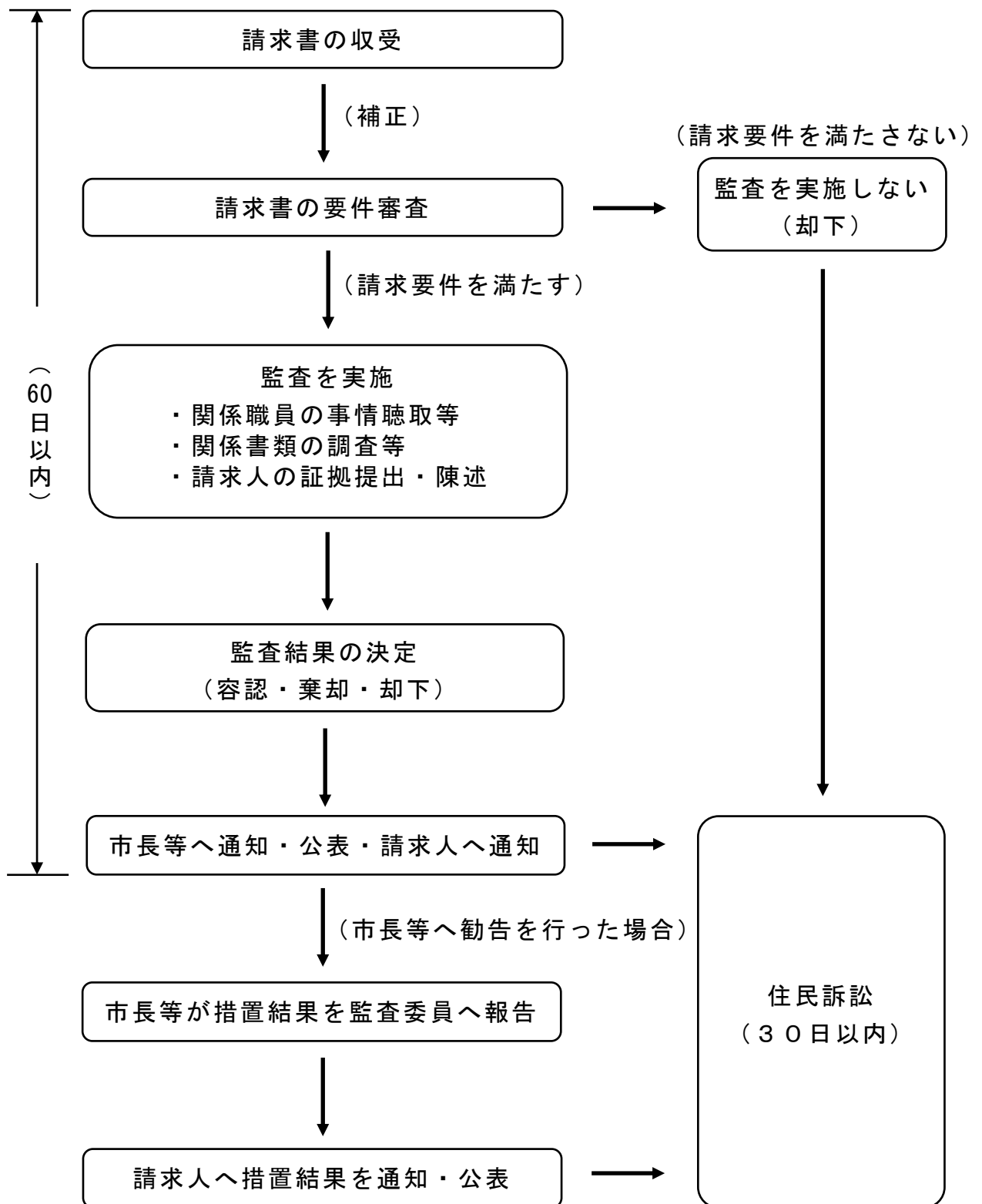
監査の結果及び勧告の内容を公表します。

(3) 住民訴訟

請求人は、監査結果に不服があるときは、次のとおり訴訟を提起することができます。

不服内容	出訴期間
監査結果に不服があるとき	監査結果の通知があった日から30日以内
監査委員の勧告を受けた市長等の措置に不服があるとき	措置に係る監査委員の通知があった日から30日以内
監査委員が60日以内に監査結果を示さないとき	当該60日を経過した日から30日以内
監査委員の勧告を受けた市長等が、監査委員の示した期間内に必要な措置を講じないとき	当該期間を経過した日から30日以内

住民監査請求の流れ



住民監査請求Q & A

Q 1 住民監査請求とは何ですか？

A 1 住民監査請求の制度は、地方自治法第242条に定められていて、竹原市民が、市長や市の執行機関（委員会など）又は市職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が、違法又は不当であると認めるときに、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずるよう請求することができる制度です。

Q 2 住民監査請求は、誰ができるのですか？

A 2 住民監査請求をすることができるのは、竹原市に住所を有する人で、一人でも複数でも請求することができます。
また、竹原市内に所在する法人も、請求することができます。

Q 3 どのようなときに、住民監査請求をすることができるのですか？

A 3 住民監査請求をすることができるのは、次の財務会計上の行為により、竹原市に損害が発生したか、発生するおそれがある場合です。

(1) 違法又は不当な

- ① 公金（竹原市が管理する現金、有価証券）の支出
- ② 財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分
- ③ 契約（物品購入、工事請負など）の締結、履行
- ④ 債務その他の義務の負担（借入、負担付寄附の受入など）

(2) 違法又は不当に

- ① 公金の賦課、徴収を怠る事実
（市税、施設使用料の徴収を怠るなど）
- ② 財産の管理を怠る事実
（不法占拠に対する是正措置を怠るなど）

Q4 いつでも住民監査請求をすることができるのですか？

A4 住民監査請求の対象となる財務会計上の行為（A3の(1)①～④）があった日又は終わった日から1年を経過したときは、住民監査請求をすることはできません。ただし、正当な理由があるときは、1年を経過した後であっても、請求することができます。

また、住民監査請求の対象が、財務会計上の怠る事実（A3の(2)①・②）である場合は、怠る事実が続いている限り、いつでも請求することができます。

Q5 1年を経過しても住民監査請求をすることができる「正当な理由」とは何ですか？

A5 「正当な理由」が認められるのは、次のような場合であって、客観的に請求人が1年以内に住民監査請求をすることが困難であったかどうかによって判断されます。

- (1) 住民監査請求の対象となる財務会計上の行為が、秘密裏になされたため、相当の注意力をもって調査しても、客観的にみて知ることが困難な状況にあった場合
- (2) 天災地変によって交通機関が途絶するなど、客観的、物理的に請求することが不可能であった場合（病気など個人的な事情は、「正当な理由」とは認められません。）

Q6 住民監査請求の結果に不服があるときは、どうすればよいですか？

A6 住民監査請求の結果について、監査委員に対して不服の申立てをすることはできません。裁判所に住民訴訟を提起することになります。

不服内容	出訴期間
監査結果に不服があるとき	監査結果の通知があった日から30日以内
監査委員の勧告を受けた市長等の措置に不服があるとき	措置に係る監査委員の通知があった日から30日以内
監査委員が60日以内に監査結果を示さないとき	当該60日を経過した日から30日以内
監査委員の勧告を受けた市長等が、監査委員の示した期間内に必要な措置を講じないとき	当該期間を経過した日から30日以内